

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

以下のとおり、飛行させる者は飛行経験を有しており飛行マニュアルに基づいた飛行訓練を実施している。

飛行させる者：     〇〇    〇〇    

総飛行時間：                     時間

夜間飛行時間：                     時間

目視外飛行時間：                     時間

物件投下経験：                     回

- 航空法第 132 条第 2 項第 2 号及び第 132 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく許可・承認を受けた場合、当該申請書類のうち「(別添資料 6) 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性」で代替可能
- 航空局ホームページに記載されている「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体等から技能証明を受けている場合、当該技能証明書の写しで代替可能